

第 3 2 回

総会議事録

日 時 令和元年 12 月 13 日 (金) 13 時 15 分
場 所 山形市庁舎 10 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
欠	22	鍵水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第32回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議事

議 第160号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第161号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第162号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第163号 農用地利用集積計画について

議 第164号 農用地利用配分計画案について

議 第165号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

議 第166号 令和2年度農作業賃金・機械利用料金標準について

第6 報告

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2)農地法第5条届出書の受理について

- (3) 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地改良届出書の受理について
- (5) 農地改良完了報告書の受理について
- (6) 農地法第 4 条の規定による許可について
- (7) 農地法第 5 条の規定による許可について
- (8) 農地法第 5 条届出書受理通知書の返戻について
- (9) 運営委員会の結果について

第 7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和 2 年 1 月 14 日（火）

次回の委員調査について 令和 2 年 1 月 9 日（木）

第 8 その他

- (1) 利用意向調査書の送付について
（蔵王・村木沢・西山形・出羽・楯山・高瀬）
- (2) 令和 2 年山形市賃借料情報について

第 9 閉 会

第 32 回総会議事録

(令和元年 12 月 13 日 (金) 市庁舎 10 階 委員会開催室)

出席委員 23名
欠席委員 1名
開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数23名、欠席委員数1名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 会長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
会 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
事務局次長	<p>それでは議事に移りますが、本日は会長が山形市議会本会議に出席するため、これより不在となります。 議長は、山形市農業委員会総会議事規則の規定により、会長職務代理者が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、18番・石川 富夫委員、19番・高橋 一敏 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 議 第160号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第160号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 2ページの48号から53号まで6件です。 2ページをお願いします。</p> <p>48号、49号について、無償受贈です。 譲受人は農業をして33年になる方で、現在、1人で農業に従事して</p>

	<p>おります。</p> <p>50号について、部分受贈です。 譲受人は農業をして11年になる方で、現在、譲渡人の父と、母、妹の4人で農業に従事しております。</p> <p>51号について、隣接地の買受です。 譲受人は、農業をして21年になる方で、現在、母と2人で農業に従事しております。</p> <p>52号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。 譲受人は農業をして30年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。</p> <p>53号について、賃貸借権の設定です。 委員調査案件となっております。</p> <p>以上、事務局説明案件については、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 53号案件について21番伊藤委員から報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>21番伊藤です。申請人及び内容については記載のとおりです。 権利の種類については、賃借権の設定です。 借受人については、従事日数が310日で農業をやっております。 世帯状況は、妻、子2人、父、母ということで、父、母と3人で農業をやっております。 使用目的は、ぶどうを苗から植えるという事でした。 現在の営農状況は、田15,911㎡、畑9,595㎡、合計で、25,506㎡です。 農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、スピードスプレヤー、トラック、軽トラックでした。田を作っているという事で、コンバインをなぜ所有していないのかと聞いたところ、種子組合に加入しているので、組合から刈ってもらおうという事でした。 賃借料ですが、契約期間が■年で、10aあたり■円、ただし、最初の5年間は■円という事で、シャインマスカットを苗から植えて、収穫できるようになるまでの間という事でした。 通作距離は、約3kmで、車で5分です。 貸人についてですが、貸し付け理由は、高齢化による経営の縮小です。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。ただいまの事務局説明及び委員説明に対し、質問・意見等ありませんでしょうか。</p>

議 長	<p>無いようですのでお諮りします。 議 第160号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第160号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第161号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>議 第161号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、4ページの46号から5ページの51号までの6件です。6ページをご覧ください。</p> <p>46号について、場所は長町でJR羽前千歳駅から北西へ約750mに位置しており、2種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と子3人で生活しておりますが、手狭となったことや子育てに両親の協力を得なければならないことから、妻の実家に近い、当該農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>47号について、場所は鮎洗で市立金井小学校から北西へ約2.3kmに位置しており、2種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、近隣の共同住宅で妻と子3人で生活しておりますが、子供が社会人となったことを機に、現在の住まいと同じ地区にある、当該農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>48号について、場所は十文字で山形刑務所から南東へ約750mに位置しており、2種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 借人は、現在、市内の共同住宅で生活しておりますが、子育てに妻の両親に面倒をみてもらう必要があることから、妻の実家に近い、当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>49号について、場所は落合町で市立千歳小学校から東へ約400mに位置しており、2種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と子3人の5人で生活してお</p>

	<p>りますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、子供が通う保育園や妻の勤務先に比較的近い、当該農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>50号について、場所は下東山で市立高瀬小学校から南東へ約800mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、住宅敷地の拡張です。</p> <p>譲受人は平成4年頃に現在の住宅を新築して住んでおりますが、譲受人の敷地か隣家の住宅敷地を通らなければ耕作ができない狭小な農地であることから、当該農地を譲り受け、住宅敷地として利用しようとするものです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>51号について、場所は青野で、駐車場のための住宅敷地拡張です。このたび、市道拡幅に伴い譲受人の自宅敷地の一部が収用され駐車場が無くなることから、隣接する、当該農地を譲り受け、駐車場として利用しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 丸子委員</p>	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>9番丸子です。8ページの48号案件について、この農地について、近くのお寺に用事がある時に見たのですが、303㎡となっていますが、10a程度のまとまった土地に見えました。土留めされていて、20～30年ぐらい経っているように見えました。当然土盛りもされているので、以前に建物が建っていたように見えました。また、道路側に下水桝が入っており。この様な事は、農地改良とかの許可等がなければ、できないわけです。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>事務局の説明お願いします。</p> <p>今、許可等の記録を手元に持ち合わせておりませんが、間に入っている行政書士から話を聞いております。丸子委員からご指摘のあった公共桝については今回の区域外となります。全体の内、303㎡だけを転用するという事をございまして、この際の聞き取りでは、一度転用し、資材置場として使っていたそうですが、今回、登記地目を変更したいという事で法務局に相談したところ、農地という判断が法務局の担当者から下されたという事でした。今回についてですが、あくまでも全体の面積から分筆しまして、住宅の部分を転用の許可を受けるという事をございしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>

丸子委員	一時転用であれば、元に戻さないと駄目なのでは。
議長	一時転用ではないですね。
事務局	一時転用ではないという事でしたが、今、手元に資料がございませんので、過去の転用記録等を事務局の方で調べて、後でご報告させていただくという事でよろしいでしょうか。
草薙委員	登記簿地目と現況の地目も田となっているけれども、現況地目は雑種地なのですか。事務局は、現地を確認したのですか。
事務局	確認しました。
草薙委員	現況地目は、田でないのですか。
事務局	現況地目は、法務局の判断が農地で、登記簿上は田のままです。
草薙委員	登記簿地目が田でも、現況地目が田になっているので。
事務局	現状では、課税の方と連携しておりますので、雑種地という扱いになっておりますが、確認した範囲では、砂利敷等した形跡があるものの、申請人から記載がされてきて、若干土が残っているような状況でしたので、法務局の判断もその辺から、あくまでも農地というような判断に至ったもので、これを受け、申請人が現況を田と記載していません。
草薙委員	もう一点だけ、使用貸借権の設定ですが、借人と貸人はどのような関係なのですか。
事務局	聞き取りをしております、貸人のお孫さんにあたるのが、借人の奥さんの方という事です。
議長	草薙委員、よろしいでしょうか。
草薙委員	はい。
議長	丸子委員、土地の履歴については、後ほど事務局からの説明でご理解いただけますでしょうか。
丸子委員	結果として、将来を見越して、土盛りをしてこういう形になったと。
議長	法務局の指導によって、再度申請をしなければならなくなったと、事務局から説明があったわけですけど。
丸子委員	転用をとって、一度は宅地になって、それが現状で畑になっている

	から、法務局が畑と見たというのは、おかしいと思います。
事務局	あくまでも転用に関しては、現況主義で判断しますので、たとえ登記地目が宅地や雑種地だとしても、現在農地であれば転用許可が必要になります。なおさら今回については、登記がそのまま田という事ですので、転用の許可が必要な案件として申請が上がって来ているという事でございます。
議長	この件につきましては、後ほど報告をさせていただくという事によろしいでしょうか。
議長	それでは、その他にございませんでしょうか。
梅津委員	今の件についてだったのですが、今回分筆して303㎡の面積になったという事なのですけれども、元々はどれくらいあったのですか。
事務局	元々438㎡あった土地を分筆し、残地として残っている部分が、135㎡という事でございます。
梅津委員	303㎡という分筆した内容については、100坪ぐらいが目安という事ではなかったですか。
事務局	考えられるのは、その様な事だと思われれます。建物の建築に必要な面積の部分を分筆したという様なお話でした。建物については、記載のとおり、73.7㎡木造2階建ての建物で、入口部分が駐車場に使われるという事で、必要な部分だけを申請をしているという事です。
高橋（一）委員	残地の部分の135㎡については、以前のように畦畔があるような状態になっているのですか。
事務局	草刈程度の管理の状態です。田んぼではありますが、畦畔は無い状態になっています。
丸子委員	田んぼだと平らなイメージがありますけども、土留めがあって、前面から数十センチは高くなっているわけで、農家の目から見ると田とは認められません。
高橋（一）委員	丸子委員が質問しているのは、田んぼと見なすには難があるのではないのかと。元々転用するために準備を進めていて、それを許可するという事になると、そういう事例が他に出て来るのではないのかと心配があります。
事務局	当該農地については、過去に転用の許可があって、一度目的が達成されたものの、その際に地目変更をしておらず、今回改めて地目変更の申請をしたものの、法務局にて現地調査の結果、あくまでも農地で

高橋（一） 委 員	あるという判断に至ったので、5条許可の申請を行ったという事です。 法務局が農地であると判断する段階で、問い合わせとかはなかったのですか。
事 務 局	ございません。農地を農地以外のものに判断する際には、こちらの方に間違いがないか照会が来ますが、今回については、現況地目について農地を農地として判断しておりますので、照会等が無い状態になります。
高橋（一） 委 員	これは、元々は一時転用でもなかった普通の転用なのですか。 こちらは、担当の者から調べて返事をもらいますので、お待ちください。
事 務 局	48号案件以外で何かございますでしょうか。
議 長	今回みたいに農地性があるかどうかの判断で、せっかく伊藤委員が委員調査の担当ですので、3条の1件だけでなく、こうゆう疑義のある、いろんな委員から質問が出る、5条の案件も担当されても良かったのではと思うのですが。委員調査の基準があいまいになっている印象を受けるのですが。
草 薊 委 員	農業委員の手引きに、委員調査の基準が記載されているわけですが、こちらの基準に入っていなかったという事で、委員調査の対象にしておりません。
事 務 局	いろいろな形での質問があっても、明確に何年にどうゆう転用許可があって、現況がどうゆう状況にあるかという事の説明が出て来ないから言ったのです。少なくとも現況は田んぼでないのでしょうか。
草 薊 委 員	現況が田んぼでないのを田んぼと議案で言っているのですよね。
事 務 局	資料が見つかりましたので説明します。今回の土地については、当時全体面積が439㎡という事で、平成3年にご自身で、資材置場と駐車場として使うという事で、4条の許可を受けております。当時、資材置場と駐車場として使ったものの、地目変更の登記を行わず、今回登記申請を行ったところ、現状、耕作できるような土が少し残っている状態で、転用の許可は取ったものの、この転用許可の証明書でも法務局は地目変更を認めなかったという事でした。下水桝については、当時転用を取っているという事で、付けたものと思われま。
齋 藤 委 員	当時の転用計画が439㎡だったのですが、今回303㎡になっているのは、どうゆうことなのですか。法務局で地目を変えるとすれば、

事務局	<p>439㎡すべてについて変えるべきなのではないのですか。すべて変えないと話がおかしくなる感じがするのですが。</p>
事務局	<p>こちらは今年の9月に分筆しております。303㎡と残った135㎡に分筆しております。そして、残った135㎡の方に下水柵が付いています。地目は田んぼです。許可は受けておりますが、法務局は過去の許可で地目変更を認めなかったという事です。</p>
議長	<p>市街化区域の中で農地であっても、必要性があれば下水柵が付いている所があるので、それと同じと考えてよろしいと思います。農地に下水柵が付いているのは、おかしい事ではありません。</p>
齋藤委員	<p>転用許可を受けた面積を分筆したが、なぜ残りの面積を法務局に地目変更の申請を出さないのか。</p>
事務局	<p>転用許可の要件として、必要性の説明を求めますので、今回は計画をする住宅と駐車場に必要な面積は303㎡であるという事です。残りも今後、転用の可能性はあろうかと思われまます。</p>
事務局	<p>もう一点ですが、転用を許可した場合でも、計画どおりに施工したかというのを確認しておりますので、当時、申請内容が資材置場と駐車場ですので、被害防除等も含めて、許可内容の確認を取っていると思われまます。ですから、当時、資材置場と駐車場の為に土留めをして、なおかつ砂利まで敷いたというふうに考えられます。よろしく願います。</p>
議長	<p>48号案件について、その他ご意見ございますか。 事務局の説明でご理解いただいたと、認めさせてもらってよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>その他無いようですのでお諮りします。 議 第161号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第161号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決します。</p>
議長	<p>次に進みます。 議 第162号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>議案書12ページをお願いします。 議 第162号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容については、13ページの95号から14ページ119号までの</p>

<p>議長 梅津委員</p>	<p>25件です。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>95、96号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却予定です。</p> <p>97、98号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却予定です。</p> <p>99、100号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却予定です。</p> <p>101、102号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>103、104号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>105、106号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>107、108号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>109、110号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>111、112号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>113、114号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>115、116号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>117、118号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で売買です。</p> <p>119号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>12番 梅津です。95号から100号について、転用目的で売却予定という理由で解約になっていますが、大きな面積なのですが、転用の内容はこういったものなのでしょうか。</p>
--------------------	--

事務局	<p>解約については18条の許可申請書がございますが、こちらには具体的な内容の記載は無いようで、転用目的で売却という事で、今後相談があるものと思われます。</p>
議長	<p>小学校とコミセンの建設予定地のようです。ライスセンターの筋向いにあたる場所です。</p>
事務局	<p>この計画と関連づけて把握しておりませんでした。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
梅津委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第162号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第162号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第163号 農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>なお、本議案には、1番 安達 委員、9番 丸子 委員、11番 遠藤 委員、15番 佐藤 幸悦 委員、18番 石川 委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただくこととなります。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 15ページをお願いします。</p> <p>議 第163号 農用地利用集積計画についてです。</p> <p>このたびは、農地中間管理事業による借入れがありますので、議案は、機構借り入れ分と分けて集計しております。</p> <p>はじめに、農地中間管理事業以外の分について、16ページをご覧ください。</p> <p>最初に、利用権設定についてですが、</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、</p> <p>田が352,163㎡、畑が11,696㎡、樹園地が7,610㎡、合計で371,469㎡です。</p>

<p>議 長</p> <p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>申請件数は、102件で、この内、農協転貸を1件でカウントしますと、実質57件です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、 稲作が347,638㎡、麦類が4,525㎡、露地野菜が11,696㎡、果樹が7,610㎡です。</p> <p>契約期間別では、3年未満が 1筆 1,245㎡ 3年以上 6年未満が 56筆 82,149㎡ 6年以上 10年未満が 8筆 20,754㎡ 10年以上が 140筆 267,321㎡です。</p> <p>内訳につきましては、17ページから34ページに記載のとおりです。</p> <p>次に、所有権移転について、16ページに戻っていただいて、右上の2. 所有権移転のところですが、田が7,039㎡、畑が3,764㎡合計で10,803㎡です。</p> <p>内訳については、35ページの8号から32ページの11号の4件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業による借入れ分について、36ページをご覧ください。</p> <p>1. 利用権設定について、 (1) 地目別設定面積は、田が19,322㎡です。 (2) 作物別設定面積は、稲作が19,322㎡です。</p> <p>契約期間は、10年で10筆19,322㎡となっております。</p> <p>内訳につきましては、37ページから38ページに記載のとおりです。</p> <p>すべて賃貸借権の設定になります。</p> <p>このたびの農用地利用集積計画の公告日につきましては、令和元年年12月25日（水）を予定しております。</p> <p>以上、農用地利用集積計画については適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>16番 佐藤です。ただ今説明のありました、農用地利用集積計画の農地中間管理事業についてなのですが、利用権設定で、設定面積は貸付の面積という事ですよ。何ヶ月後に借受面積という事で、また同じ種類の書類が出て来ると思うのですが、マッチングした状態で中間管理機構で引受けているわけですが、マッチングした状態なのが、どうして2ヶ月ものタイムラグが貸付まであるのですか。これは、支援センターでないとわからないですか。</p>
---------------------------------	---

事務局	<p>はい、お答えさせていただきます。事実上マッチングしたもののみ現在は機構で引受けているわけですが、中間管理事業に関する法律上は、中間管理機構へ貸付をし公告をした後、借受者のマッチングをします。公告後に、配分計画の作成を機構のほうから要請されます。その配分計画を市の方、集積計画案は農業委員会、配分計画案は農政課で作成しますが、公告後初めてハンコを押していただくという形式になっております。ただ今年度法改正で、9月1日から一括で利用集積計画もできると、法律が変わってきております。一括方式で行くのか、これまでどおりに行くのかは市で選択をしていく事になるという事でございますが、機構の説明では、これまでどおりのやり方であっても期間は短くなる予定だそうです。一括でやった場合、短くなる想定しておりましたが、機構の事務処理が追いつかないという事で、一括で処理をした場合は、逆に2週間ほど長く期間がかかるため、受付期間を2週間ほど早めに締め切らなければならなくなるというお話を聞いております。</p> <p>また、質問の趣旨とは違いますが、形式上一旦あくまでも貸付の集積計画を立てなければならない。公告を受けて初めて、配分計画にハンコを押して、配分計画案の承認を得て、契約が成立するという事でございます。</p>
佐藤（和） 委員	<p>昨日の会議でも、期間が短くなることについて機構の職員から話があったわけですが、円滑化団体である農協を通しての貸付がなくなるという事で、中間管理機構を通しなさいよという国からのお達しですけれども、今まで円滑化団体である農協を通した場合は、すぐその場で申請できたという今までの状況から判断すれば、受付してから配分計画等までの時間がかかることについては、現場から見ればどうしても不満があるのです。ましてや中間管理機構が発足したのが平成26年ですが、その時点で、経営転換協力金等の交付金がある時には、県内でも何万件という書類を処理した時期があったわけです。</p> <p>現在の中間管理機構を通した数は、全県でも1,000件ぐらいですよ。その様な案件の中で、どうしてそんなに手間がかかるのでしょうか。現場から見れば、不自然に思えてならないのです。その辺のところを、昨日支援センターに聞けば良かった事なのですが、その辺のところは、これから円滑化団体の農協が手を引かなければならないという事で、農協が受付窓口で、農業委員会が受け手の整理をして、支援センターの中間管理機構が最終的な窓口になって、それをまた今度、配分計画は農政課で起して、それでまた農業委員会ですべて許可を得て、また個人に行くという、どうしてこんな面倒な事をするのかと思うのです。その辺は、どうでしょうか。</p>

事務局	今の説明を受けるばかりで、制度がそうなのだと、公告は市でやるわけではないので。これに関しては、やはり支援センター、山形県の中間管理機構なり、全国の組織である中間管理機構からご説明をいただくしかないと思っております。
佐藤（和）委員	今盛んに話しになっている集積・集約ですね、人・農地プランの実施について国からお達しが来ているようですが、そういう事を考えてみれば、今私が言った事がどうしてもネックになっている感じがするのですよね。国では、集積・集積、人・農地プランと言うけれども、行政の中では、支援センターから、農業委員会から、農政課から、農協とか、全部バラバラになっていると思うのですよね。そして、末端で動くのが我々なのですが、どうも納得いかないところがあるのですよね。もう少し効率よくやれるようになれば、国からのお達しがあればとは言いませんが、良いと思うのですが。皆さんどう思いますか。
森田委員	貸人が中間管理機構に白紙委任する事について、時間がかかる原因になると思うので改善するように要望すべきだと思う。
議長	それでは、他にございませんか。ただ今、佐藤委員と森田委員から制度について貴重なご意見をいただきましたので、後ほど運営委員会等でもいろいろ話題にさせていただきたいと思っておりますので、事務局の手配の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	それでは、お諮りいたしますが、議 第 1 6 3 号 について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第 1 6 3 号 農用地利用集積計画について、原案のとおり意見を決定することに決します。
議長	次に進みます。 議 第 1 6 4 号 農用地利用配分計画案について、を上程します。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 9 ページをお願いします。 議 第 1 6 4 号 農用地利用配分計画案についてです。 4 0 ページの農用地利用配分計画案の総括表をご覧ください。 左側の上から、農用地利用配分計画案に係る借受け者数は 3 経営体、配分計画案に係る貸付け者数は 7 名となっております。 地区別の内訳は、表のとおりとなっております。 表の一番下になりますが、このたび、中間管理事業で貸付ける農地

	<p>は、合計で10筆、面積が19,322㎡で、中間管理事業で借入れる面積と同面積の貸付となっております。</p> <p>また、右側の参考についてですが、借受け希望申込者数は149経営体、貸付け希望申込者数は21名となっております、地区別の貸付希望申込み状況は表のとおりです。</p> <p>現在、14名の方、31,171㎡の農地が現時点で受け手とのマッチングがなされていない状況です。</p> <p>次に41ページの「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>この配分計画案については、先月8日に山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会にて審議したマッチング案に基づき作成した計画案ですが、受け手の選定については、人・農地プラン等に基づく担い手、又は、地元の地区のみならず広域的に農地の集積を図っている経営体を選定している状況です。</p> <p>今後のスケジュールとしては、県による配分計画の認可が来年1月下旬の予定でありまして、2月上旬には、機構と受け手との賃貸借契約が成立することとなります。</p> <p>以上、「農用地利用配分計画案」については、適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第164号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>全員異議なしと認め、議 第164号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議 第165号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p> <p>事 務 局</p>	<p>議案書42ページをお願いします。</p> <p>議 第165号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、43ページの6号1件です。</p> <p>43ページをご覧ください。</p> <p>6号について、場所は村木沢で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、よろしくをお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>6号案件について21番 伊藤 委員から報告をお願いします。</p>

伊藤委員	<p>申請地は、議案書記載のとおりです。 適用要件は、一体利用農地です。</p> <p>土地所有者は、昭和61年土地改良法による換地処分にて申請地に土地が換地され、以降耕作していたが、高齢になり施設に入居したことにより、自宅とその裏手にある申請地の売却を希望していました。自身の意思確認も難しくなってきたことから、この度成年後見人を選任し、裁判所より財産処分の許可が得られたため、具体的な売却に向けて申請に至っております。</p> <p>申請地の状況ですが、農振農用地区域内で、1年以上作付けされておらず遊休化しています。</p> <p>隣接地の状況としては、1の宅地については、所有者は申請人と同一で、申請地と一体で売却予定です。2については、現況が水路です。3の宅地については、境界線が擁壁により分断されています。4の畑の部分については、平成31年4月の現場確認時に作付されておらず、境界が擁壁により分断されております。</p> <p>また、地域の推進委員とともに、隣接する宅地と一体利用でしか耕作地として利用できないこと、30a以下の経営面積となる小規模農業者が利用しても、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響がないことを確認しました。</p> <p>以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんでしょうか。</p>
丸子委員	<p>9番丸子です。2の用悪水路ですが、一体利用の場合、他の案件でも出て来る話しですが、今回の状況はどうなっているのですか。</p>
伊藤委員	<p>コンクリート柵U字溝50cm幅で、南側は田んぼになっているので、その排水路として使われているようです。</p>
丸子委員	<p>前面との高低差はどうなっていますか。</p>
伊藤委員	<p>だいたい平らになっております。用水路と畑の高低差が30cmぐらいです。</p>
丸子委員	<p>通常の我々の感覚から言うと、蓋を掛けるとすぐ入れるような感じがするのですが。水路に囲まれて一体利用しかできないのであれば、水路幅が3mぐらいあって、通常の工事の感覚では橋を架けられないとか、用悪水路としての条件が委員会として規定はあるのでしょうか。そのあたりが疑問なのですけれど。</p>
議長	<p>用悪水路としての規定ですか。</p>

事務局	<p>補足で説明させていただきます。用悪水路というか、現実的に入るのが困難だという判断をさせていただくわけですが、明確な基準は中々設けづらい状況です。今の委員の説明に補足させていただきますと、元々素掘りだったところにコンクリートのU字溝が入っておりまして、コンクリートのU字溝から、さらに法面があるという状態があります。</p> <p>高低差は大きくはないのですが、法面の部分は結構幅がありまして、単純に蓋を掛けると当然法面から、私のイメージですと60cmぐらい下がっているところにコンクリート側溝の天板があるということで、単純に蓋を掛けても渡れない状況です。</p> <p>利用の仕方が、図面でいうと下の方が南側、そして西側の田んぼの部分ですが、現在転作で豆が植えられて団地化を図っているものに見られました。今回の申請農地については、畑の状態ではありますが、団地化にも入れない状態で、こちらの方を越えていこうとすると、蓋を掛けてさらに土を盛ってという様に、困難な状態であると一見見受けられます。そして、地図で言いますと西側については、この側溝から上の法面と今回の農地の境界に、生垣のキャラの木が植えられていまして、こちらからの進入も困難というような状況であります。2番の市道からの進入についても、それ程幅が広くなく、トラクター等の乗り入れが困難だということに見受けられたところであります。</p> <p>補足であります以上です。よろしく申し上げます。今の点で違う点があれば、お願いします。</p>
伊藤委員	事務局からの説明のとおり、小さい耕運機しか入りようがないので、進入部分を更地にして、容易にトラクターも入れるようにするという事なのです。トラクター等の中には入れないというのが、今の現状です。
議長	よろしいでしょうか。
高橋（一）委員	1と3については住宅が建っているわけですね。空き家状態なので、空き家バンクに登録しているのですか。
伊藤委員	3は、空き家ではないです。1は、左側が母屋で、右側が二階建ての小屋です。
事務局	空き家バンクのお話が出ましたので、こちらについては、空き家バンクには登録せず解体をして、新たに購入される方がお住いになるという事です。農作業小屋と、1番の数字の部分に非常に大きな昔ながらの岩を使った池がありますので、そういった事もあるかもしれませんが、今回は空き家バンクに登録による申請でなく、解体を前提にするという事でした。
高橋（一）委員	新しく購入する人は決まっているのですか。

伊藤委員	いるような話で、近くの人からトラクターを借りて耕すとは聞いていますけれども、どこの誰かはわかりません。
高橋（一）委員	購入する人が決まっていなくても、あらかじめ申出があって要件を満たせば指定できるという事ですね。
事務局	3条の許可とは別の話ですので、今回は宅地等と一体的に利用しなければ困難な農地という事で指定を受けて、指定を受ける事でいろんな方が機会を得られるという事になります。
議長	ご理解いただけたでしょうか。
高橋（一）委員	はい、わかりました。
議長	それでは、他にございませんか。
議長	無いようですのでお諮りします。 議 第165号について、指定することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第165号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。
議長	それでは、ここで議長を交代させていただきたいと思います。
	(会長へ議長交代)
議長	議 第166号 令和2年度農作業賃金・機械利用料金標準について、上程します。
	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	(資料に基づき説明)
議長	ただいま説明のあった内容について、審議してまいりたいと思います。
	4ページ標準案の黒塗り部分が昨年度から変わっている部分となっているようですが、皆さん質問・意見等はありませんか。
議長	無いようですのでお諮りします。 議 第166号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 1 6 6 号 令和 2 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、原案のとおりを決定することに決めます。</p>
議 長	<p>これで議事を終了します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の（１）から（８）まで、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>続きまして、報告事項について説明いたします。</p> <p>４５ページをお願いします。</p> <p>報告事項（１）、農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理につきましては、４６ページの８８号から５１ページの１０３号まで１６件を受理しております。</p> <p>次に、５２ページをお願いします。</p> <p>報告事項（２）、農地法第５条届出書の受理につきましては、５３ページの５０号から５４ページの５６号までの７件を受理しております。</p> <p>次に、５５ページをお願いします。</p> <p>報告事項（３）、農地法第４３条第１項の規定による届出書の受理につきましては、５６ページの１号、１件を受理しております。</p> <p>当案件につきましては、山形市農業協同組合より、水稻の緑化苗及びセルリー苗を作付けするため底面をコンクリートで覆った鉄骨ハウスの設置について、平成３０年１１月の法改正により規定された「農産物栽培高度化施設」として届け出があったものです。</p> <p>当該規定による届け出があった場合は、受理又は不受理の決定に係る専決処理を進め、届出書の到達があった日から２週間以内に届出者に到達するよう事務処理を行う必要があることから、農地法施行規則第８８条の３各号の要件ならびに農林水産省で定めた運用基準を満たした「専ら農作物の栽培の用に供されるもの」とであると判断し、届出書を受理しております。</p> <p>今後、届け出に係る施設において農作物の栽培がおこなわれていない等の場合は、農業委員会から是正指導を行うこととなりますので、日頃の利用状況調査の際に確認をお願いしていくこととなります。</p> <p>担当の旧市地区の農業委員に届出書の写しをお渡ししますので、よろしくをお願いします。</p> <p>次に、５７ページをお願いします。</p> <p>報告事項（４）、農地改良届出書の受理につきましては、５８ページの９号、１０号の２件を受理しております。</p> <p>次に、５９ページをお願いします。</p> <p>報告事項（５）の、農地改良完了報告書の受理につきましては、６０ページの６号、１件を受理しております。</p>

	<p>次に、61ページをお願いします。</p> <p>報告事項(6)の、農地法第4条の規定による許可につきましては、62ページの2号、1件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、63ページをお願いします。</p> <p>報告事項(7)の、農地法第5条の規定による許可につきましては、64ページの40号から65ページの42号までの5件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、66ページをお願いします。</p> <p>報告事項(8)の、農地法第5条届出書受理通知書の返戻につきましては、67ページの1号について、記載の返戻事由により通知書の返戻がありましたので報告するものです。</p> <p>事務局から、第32回総会の付議事項については以上であります。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に、(9)運営委員会の結果について、報告願います。</p> <p>(運営委員会の結果について報告)</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p> <p>次回の定例総会は、1月14日火曜日に開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、1月9日木曜日です。</p> <p>調査委員については、1番 安達 委員と2番 森田 委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。</p> <p>事務局から、お願いがあります。</p> <p>はじめに(1)利用意向調査書の送付についてですが、蔵王・村木沢・西山形・出羽・楯山・高瀬地区の委員に資料をお渡ししてありますが、8月に実施した農地パトロールで再生可能な「A分類」と判断された荒廃農地の所有者に対して今後の利活用について確認する「利用意向調査」を11月29日に郵送させていただき、1月末までの回答をお願いしております。該当地区の委員から推進委員用の資料を渡していただくとともに、農業委員・推進委員の皆様は、所有者から問い合わせや相談があった際には対応方よろしくをお願いします。</p> <p>次に(2)令和2年山形市賃料情報について、お手元の資料をご覧ください。</p> <p>毎年、ご報告させていただいておりますが、農業委員会で把握している、平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃借料を基に算出したもので、今後、配付予定ですのでよろしくお願いいたします。</p>

	<p>次に、次第に記載はありませんが、山形税務署から税務署が指定した農地を評価するにあたって、来年1月末まで意見を求められています。</p> <p>今年度も地域の精通者として、後日、皆様に価格についての情報提供をお願いする予定ですので、送付された内容について記入のうえ、次回1月14日の定例総会で回収させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(山形農協での円滑化事業から中間管理事業への統合一体化についての説明の内容を報告)</p>
議長	<p>質問・意見等ありませんか。</p>
梅津委員	<p>円滑化事業で貸し借りをしてきた農地の所有者で影響がある可能性のある年金の該当者とは、経営移譲年金の該当者という事なのですか。</p>
事務局	<p>そうです。経営移譲年金の方が影響が出る可能性があります。今回は影響ありませんが、2年以上契約が残ってなければ中間管理機構にそのまま同意書で承継ができないという事ですので、来年度2年未満の期間の方については、同じような事が来年度また出て来ると思われます。</p>
梅津委員	<p>相対の利用集積の申し込みというか引受時期は、毎月でなくて決まった月があるのですか。</p>
事務局	<p>年四回で、農協転貸と全く同じようなスケジュールで年間のスケジュールを組んでおりますので、例えば、農協転貸が切れて中間管理機構に申し込みを忘れていた時、円滑化事業でなくて、相対でという場合は、期間が切れる前に更新の案内が参りますので、相対で手続きをしていただければ、間断なく契約が可能となります。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>何もなければ、これで第32回総会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p>(閉会午後3時10分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議

長



議事録署名委員



議事録署名委員

